

太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び要綱に関する質問と回答について

No.	質問の内容	質問に対する回答
1	要綱の対象は、モジュールの出力が50キロワット以上のものでいいのか。	そのとおり。 土地に設置する発電設備の中で、モジュールが景観等に一番強く反映されるものであるため、太陽電池モジュールの設置する出力の合計により判断します。
2	これまでに50キロワット未満で認定を受けている施設についても適用の対象となるのか。	そのとおり。 運用、撤去に関する事項について市への届出、ガイドライン及び要綱の規定に沿った対応をお願いします。
3	売電単価を確定させるために、先に事業計画認定の申請を行いながら、同時に説明会の開催等を進めてもいいか。	要綱の規定に沿ったタイミングでの説明会の開催、協定の締結、市への事前協議を行ってください。
4	標識の設置はどのようにすればいいのか。	説明会開催の30日以上前に事業地の見やすい場所に標識を設置し、計画の周知を図り、標識設置から30日以上経過した後に説明会を開催してください。
5	事業計画認定申請前での説明会の開催、協定の締結、市への事前協議となっているが、設計等を行うのに費用が発生するため、仮に説明会の時点で事業がストップした際には事業者だけが不利益を被るのではないか。	設計、測量、調査等を行う前に、事業地選定の段階から地元との話し合いをしっかりと行っていただき、段階を踏みながら事業を進めれば、費用発生後の事業中止というデメリットも回避できると考えております。
6	計画雨量の計算は、何を基にして行えばいいのか。	長野県土木部河川課が定めている降雨強度式により算定を行ってください。 なお、確率年については、「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」に基づき、1ha以上10ha未満の場合は30年確率、10ha以上の場合は50年確率とし、1ha未満の場合は10年確率とします。

7	事業が適正に行われていなかった場合、市はどのような指導を行うのか。	現地確認等により、届出がされた事項が適正に行われているか確認を行い、法令等を遵守していないことが判明した場合には、国への情報提供を行う場合があります。
8	市に届出がされた事項について、事業が適正に行われているかの確認はどのように行うのか。	届出がされた事項について、現地確認等により指導を行います。
9	発電所の権利を他社へ譲渡した場合、どうすればいいのか。	事業実施者の名義が変わった場合、市への届出が必要となります。また、地元区に対しても事業実施者が変わった旨を説明し、保守体制等について地元区と情報共有を図ってください。